

222 登録国債元金（または利子）支払通知書の取扱い

①受入

○ 業務局から、指定店を経由して、登録国債元金（または利子）支払通知書・登録国債元金（または利子）領収証書用紙の送付を受けたときは、次のことを確かめる。

* 利子額が「0円」（利付国変動15年の記号別の適用利率が0%の場合）の明細のみが印字された登録国債利子支払通知書・登録国債利子領収証書用紙は、支払場所（指定店経由）には送付されない（ただし、登録国債利子支払案内書は登録記名者等へ送付される）。

* 利子額が「0円」の明細が印字された登録国債利子支払案内書を受領した登録記名者等から、利子額等についての照会を受けた場合には、適用利率は財務省ホームページに掲載されていること、利子支払は行われなことを伝える。

* 指定店が上記元金（利子）支払通知書等を代理店へ送付するときは、適宜の方法により授受関係を明らかにしておくこととしている。

⇒ 指定店・120用語の解説・略称参照

⇒ 元金（利子）支払通知書・同領収証書用紙・223参照

● 元金（利子）支払通知書の支払場所欄に自店の店名が記載されているか

● 自店備付けの登録国債印鑑票に該当分があるか

* 登録国債の記名者または元利金の受領権者には、別途業務局から登録国債元金（または利子）支払案内書を送付しているので、上記元金（利子）支払通知書の送付があった旨を代理店から記名者などに連絡する必要はない。

元金（利子）支払
案内書例示 参照

②整理保管

○ 受入れた元金（利子）支払通知書（元金（利子）領収証書用紙を添付）は、袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、後記223の元利払または224の預金口座への振込を行うときまで、適宜の方法によりそれぞれ未払分の現在枚数を明らかにして保管する。

* 未払分の元金（利子）領収証書用紙は、元金（利子）支払通知書と合わせて保管する。

③汚染き損・滅紛失

- 未払分の元金（利子）支払通知書・元金（利子）領収証書用紙を汚染き損し使用不能となったとき、または滅紛失したときは、速やかに業務局国債業務グループに連絡し、その指示により取扱う。

④廃棄

- 未払分の元金（利子）支払通知書・元金（利子）領収証書用紙のうち、元利金の消滅時効期間が満了したものは、速やかに未払分の現在枚数から払出し自店で廃棄する。

⇒ 143参照・消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い

- * 元利払手続きが終了した支払済の元金（利子）支払通知書は、現在枚数から払出し、未払分とは区別して用済分として保管（保管期間5年）することとなる。

⇒ 223⑤参照・支払済元金（利子）領収証書への支払表示など

元金（利子）支払案内書の例示

〔元金るとき〕

登録国債元金支払案内書			
あて先 〒×××-×××× 東京都〇〇市△△町1-1 〇〇銀行 殿		償還期日 4-6-20 支払場所 日本銀行〇〇代理店 記名 〇〇銀行	日付 4-6-9 日本銀行業務局 この元金は、償還期日以後、支払場所に備付けの領収証書用紙に記名、なつ印(お届け印)のうえ、お受取り下さい。 ただし、あらかじめ元金振込の依頼をされている場合は、支払場所においてご指定の預金口座へ振込みますので、上記手続きは必要ありません。 なお、記載内容等についてのお問い合わせは、支払場所または日本銀行業務局あてお願いします。
国債名称	記号	登録番号	元金額
利付国庫債券(20年)	第56回	00128000	円 *27,500,000

〔利子るとき〕

登録国債利子支払案内書			
あて先 〒×××-×××× 三重県〇〇市△△町1-1 甲野太郎 殿 記名 甲野太郎		支払期日 4-6-20 登録番号 61234560 支払場所 日本銀行〇〇代理店	日付 4-6-9 日本銀行業務局
国債名称・記号	年利率	利子額	登録現在額
利付国庫債券(20年) 第56回	2.00 %	円 275,000	千円 27,500
税区分	所得税率	地方税率	
21	15.315 %	5.00 %	
合 計		*275,000	27,500

この利子は、支払期日以後、支払場所に備付けの領収証書用紙に記名、なつ印(お届け印)のうえ、お受取り下さい。ただし、あらかじめ利子振込の依頼をされている場合は、支払場所においてご指定の預金口座へ振込みますので、上記手続きは必要ありません。
なお、記載内容等についてのお問い合わせは、支払場所または日本銀行業務局あてお願いします。